

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案参照条文目次

○	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（抄）	1
○	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	8
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	14
○	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）	15
○	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）	15
○	企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）（抄）	15
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	16
○	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）	16
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	17
○	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）	17
○	海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（抄）	18
○	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）	18
○	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）	19
○	外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）（抄）	19
○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（抄）	20
○	海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）	20
○	海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五十五号）（抄）	20
○	沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）（抄）	21
○	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）（抄）	21
○	地価税法（平成三年法律第六十九号）（抄）	21
○	地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百一十号）（抄）	22
○	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百四十八号）（抄）	22
○	水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（抄）	23
○	沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	23
○	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百二十号）（抄）	24
○	景観法（平成十六年法律第一百十号）（抄）	24
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	25
○	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（抄）	26

○ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）	27
○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）	27
○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（抄）	29
○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）（抄）	29
○ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）	31
○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	31
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	31
○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	33
○ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）（抄）	33
○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	34
○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）	35
○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	37
○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	38
○ 借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）	39
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	40
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	40
○ 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条による改正後）	40

○ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
  - 第二章 漁港の指定（第六条）
  - 第二章の二 漁港漁場整備基本方針（第六条の二）
  - 第二章の三 漁港漁場整備長期計画（第六条の三・第六条の四）
  - 第三章 水産政策審議会（第七条—第十六条）
  - 第四章 特定漁港漁場整備事業（第十七条—第二十四条の二）
  - 第五章 漁港の維持管理（第二十五条—第三十九条の五）
  - 第六章 雑則（第四十条—第四十四条の二）
  - 第七章 罰則（第四十五条—第四十七条）
- 附則

（目的）

第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

（漁港の意義）

第二条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第六条第一項から第四項までの規定により指定されたものをいう。

（漁港施設の意義）

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

- 一 基本施設
- イ 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- ロ 係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場
- ハ 水域施設 航路及び泊地

二 機能施設

- イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
- ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設
- ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地
- ニ 漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
- ホ 補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設
- ヘ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設
- ト 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場
- チ 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所
- リ 漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設
- ヌ 漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設
- ル 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
- ヲ 廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設
- ワ 廃船処理施設 漁船の破碎その他の処理のための施設
- カ 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設

(漁港漁場整備事業の意義)

第四条 (略)

2 漁港漁場整備事業で国が施行するものは、前項第一号に掲げる事業にあつては第三種漁港又は第四種漁港に係るものに限り、同項第二号に掲げる事業にあつては次に掲げる要件のいずれにも該当する事業であつて政令で定めるものに限るものとする。

一 (略)

二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源のうち、その数量その他の状況を勘案して、その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要があるものであつて、保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること。

三 (略)

3・4 (略)

第六条の二 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、漁港漁場整備基本方針を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による漁港漁場整備基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十七条 地方公共団体が漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「特定漁港漁場整備事業」という。)を施行しようとする場合(第十九条の三第一項の特定三種漁港に係る場合を除く。)には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この場合において、地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の効率的な施行を確保する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体と共同して、特定漁港漁場整備事業計画の作成、届出及び公表をすることができる。

- 2 前項の特定漁港漁場整備事業計画においては、当該特定漁港漁場整備事業につき、目的、その施行に係る区域及び工事に關する事項、事業費に關する事項、効果に關する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。
- 4 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日からおおむね二十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該地方公共団体に對し意見書を提出することができる。
- 6 前項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による届出には、当該意見書の写しを添付しなければならない。
- 7 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画が漁港漁場整備基本方針に適合していないと認めるときは、当該地方公共団体に対し、これを變更すべきことを求めることができる。
- 8 地方公共団体は、前項の規定による求めを受けたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならない。
- 9 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画について第七項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。
- 10 地方公共団体は、事情の變更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の變更(農林水産省令で定める基準に適合する軽微な變更(以下「軽微な變更」という。)を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。
- 11 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の變更(軽微な變更を除く。)については、第三項から第九項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、第三項から第六項までの規定によることを要しない。
- 12 地方公共団体は、事情の變更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業(第十九条の三第一項の特定三種漁港に係るもの

を除く。次項並びに次条第八項及び第九項において同じ。）の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

13 地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止しようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

#### （漁港施設の処分の制限）

第三十七条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第四項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。

2 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認める場合には、前項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。

3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

#### （行政財産である特定漁港施設の貸付け）

第三十七条の二 漁港（その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。）における特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。）を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。

2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 漁港管理者は、前項の認定をするに当たつては、農林水産省令で定めるところにより、当該認定の申請内容の公告、縦覧その他の次項の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。）は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。）である特定漁港施設を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

5 前項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて準用する。

7 漁港管理者は、第二項の認定を受けた者が第一項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第二項の認定を取り消すことができる。

9 前各項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

#### (漁港施設の利用)

第三十八条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

#### (漁港の保全)

第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）<sup>（一）</sup>、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）<sup>（二）</sup>をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3 漁港管理者は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を付することができる。

4 国の機関又は地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。）<sup>（一）</sup>が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもつて足りる。

5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）<sup>（二）</sup>内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。

二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。

三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

8 都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）<sup>（一）</sup>（港灣法第五十八条第二項の規定に基づき公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行う港灣管理者を含む。）<sup>（二）</sup>は、漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二条第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。ただし

、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- 一 特定漁港漁場整備事業計画によつてする埋立て
- 二 前号に掲げるもののほか、漁港施設の整備のためにする埋立て
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一種漁港、第二種漁港又は第四種漁港の区域内の埋立てであつて当該漁港の利用を著しく阻害しないもの

(土砂採取料及び占用料)

第三十九条の五 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域（漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

3 第一項の土砂採取料及び占用料並びに前項の過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

第六章 雑則

(漁港施設とみなされる施設)

第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、水産政策審議会の議を経なければならぬ。

2 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、前二項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

(調査、測量及び検査)

第四十一条 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、第六条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は五日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。

2 農林水産大臣は、必要があると認める場合には、漁港管理者に対し、その職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。



- 3 前二項の規定による立入り、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 4 第一項の場合には、市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、遅滞なく、同項の立入り、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(国土交通大臣に対する協議)

第四十二条 漁港管理者は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八条の認可をし、又は第三十九条第一項の許可をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

(審査請求)

第四十三条 この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程によつてした漁港管理者の処分不服のある者は、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分又はその不作為についての審査請求があつたときは、水産政策審議会の意見を聴いて、裁決をしなければならない。

3 水産政策審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、審査請求人又はその代理人に対し公開による意見の聴取をしなければならない。

(都道府県等が処理する事務)

第四十四条 この法律に定める農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)が行うこととすることができる。

(経過措置)

第四十四条の二 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第七章 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項の場合において、農林水産大臣の許可を受けずに他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを使用した者
- 二 第三十七条第一項の規定に違反した者
- 三 第三十九条第一項の許可を受けずに、同項の建設、改良、採取、掘削、盛土、放流、放棄又は占用をした者

四 第三十九条第五項の規定に違反して基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第二項後段の許可を受けないで、特定漁港漁場整備事業の施行を委託した者

二 第三十八条の認可を受けないで、基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収した者

三 第三十九条第五項の規定に違反して同項第二号又は第三号に該当する行為をした者

四 第四十一条第二項の規定による職員の立入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖

二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

五 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

六 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置

七 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売

八 漁場の利用に関する事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）

九 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置

十 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百九条第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十条第八項に規定する保全活動その他

漁場の管理

十一 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業

十二 組合員の共済に関する事業

十三 組合員の福利厚生に関する事業

十四 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供

- 十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十六 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
- 十七 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合員に出資をさせない組合（以下この章において「非出資組合」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号又は第十二号の事業を行うことができない。
- 3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
  - 一 手形の割引
  - 二 為替取引
  - 三 債務の保証又は手形の引受け
  - 三の二 有価証券の売買等（有価証券の売買（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下この号及び第十一号において「有価証券関連デリバティブ取引」という。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引であつて、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為に限る。以下同じ。）
  - 四 有価証券の貸付け
  - 五 国債等（国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
  - 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い
  - 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
  - 七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
  - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - 九の二 振替業（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）
  - 十 両替
  - 十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
  - 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定

める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。第十一条の十六第二項、第十五条の十六第二項及び第八十七条の二第二項第二号を除き、以下同じ。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為

三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業

二 信託法（平成十八年法律第八八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

6 組合は、前項第二号の事業を行う場合には、信託業法（平成十六年法律第五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

7 第一項第十二号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第五五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第四項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

9 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一項第三号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第四号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十二号及び第十三号の事業 組合員と世帯を同じくする者

10 組合は、第八項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠

出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
  - 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
  - 三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
  - 四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
  - 五 所属員の事業に必要な物資の供給
  - 六 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
  - 七 所属員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
  - 八 漁場の利用に関する事業（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
  - 九 船だまり、船揚場、漁礁その他所属員の漁業に必要な設備の設置
  - 十 漁業法第九十九条第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十条第八項に規定する保全活動その他漁場の管理
  - 十一 会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言
  - 十二 会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整
  - 十三 所属員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
  - 十四 所属員の福利厚生に関する事業
  - 十五 連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育及び所属員に対する一般的情報の提供
  - 十六 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
  - 十七 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
  - 十八 前各号の事業に附帯する事業
- 2 会員に出資をさせない連合会は、前項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号の事業を行うことができない。
- 3 第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第五号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）又は次項、第五項若しくは第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

- 一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業
  - イ 契約の対象とする物件（以下この号及び第九十七条第二項第一号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第一号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。
  - ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
  - ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
  - 二 前号に掲げる事業の代理又は媒介
- 4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 一 手形の割引
  - 二 為替取引
  - 三 債務の保証又は手形の引受け
  - 三の二 有価証券の売買等
  - 四 有価証券の貸付け
  - 五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
  - 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
  - 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
  - 七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
  - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - 九の二 振替業
  - 十 両替
  - 十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 十二 所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの
  - 十三 当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一項第三号又は第四号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの
  - 十四 前各号の事業に附帯する事業

- 5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
  - 一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
  - 二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為
  - 三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 6 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
  - 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業
  - 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
  - 三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業
- 7 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。
- 8 第一項第十一号の事業を行う連合会であつて全国の区域を地区とするもの（以下この条において「全国連合会」という。）は、同号に規定する事業のほか、当該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行うことができる。
- 9 全国連合会は、第一項第十一号及び前項の事業を行うに当たつて必要な場合には、当該全国連合会を直接又は間接に構成する組合又は連合会（以下この項において「組合等」という。）に対し、当該組合等の有する団体漁業権に係る組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）による漁場の利用に関する業務及び当該組合等が行う漁場の管理に関する業務の適正化を図るために、必要な取組を行うことを求めることができる。
- 10 第一項第十一号及び第八項の事業を行う全国連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものである役員又は職員を当該事業に従事させなければならない。
- 11 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業（第四項第三号及び第四号の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第四項第二号から第十号まで及び第十二号から第十四号まで並びに第五項の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。
- 12 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。
  - 一 第一項第三号の事業 所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者
  - 二 第一項第四号の事業 所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人
  - 三 第一項第十四号の事業 所属員と世帯を同じくする者

13 連合会は、第十一項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

- 一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
- 二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの
- 三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

239（略）

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五（略）

233（略）

4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

739（略）

## 附 則

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一3（略）



四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（測定単位及び単位費用）

第十二条（略）

2（略）

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一～八（略） 九 漁港における係留施設の延長 十～四十九（略）	（略） 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの （略）	（略） メートル （略）

4～6（略）

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～九の二（略）

十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）による漁港施設  
 十の二～三十五（略）

○ 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）（抄）

第八条 (略)

- 2 道路、港湾又は漁港の管理者は、前項の規定により申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の定めるところにより、その工事を行うことができる。この場合においては、事業者によるその受益の限度において工事による費用の一部を負担させることができる。
- 3 国は、前項の規定による工事に要する費用については、道路法、港湾法、漁港漁場整備法又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の定めるところにより、予算の範囲内において、その全部若しくは一部を負担し又は補助することができる。
- 4 国は、必要があると認めるときは、第二項の規定による工事を道路法、港湾法若しくは北海道開発のためとする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）、漁港漁場整備法又は沖縄振興特別措置法の定めるところにより、自ら行うことができる。この場合においては、事業者によるその受益の限度においてその工事に要する費用の一部を負担させることができる。

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（都道府県道の意義及びその路線の認定）

第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

- 一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路

二〇六 (略)  
二〇八 (略)

○ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）

別表（第七条関係）

- (一) (略)
- (二) 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十条第四項及び第五項に規定する費用について

漁港の区分

事業の区分

事業主体

国庫の負担割合又は補助割合

第四種漁港	係留施設の修築	外郭施設又は水域施設の修築	水産業協同組合	地方公共団体	水産業協同組合	地方公共団体	水産業協同組合	地方公共団体	係留施設の修築	外郭施設又は水域施設の修築	第一種漁港 第二種漁港 第三種漁港	地方公共団体	水産業協同組合	百分の八十

(三) (七) (略)

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（漁港漁場整備法の特例）

第百十五條の六 第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九條第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同條第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九條第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法第三十九條第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）

別表（第六条関係）

事業	業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲
漁港	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に規定する基本施設並びに同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築事業	十分の九（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十）以内
（略）	（略）	（略）

○ 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（抄）

（指定についての協議）

第四条 都道府県知事は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下「港湾区域」という。）、「同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下「港湾隣接地域」という。）若しくは同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この条及び第四十条において「公告水域」という。）、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域（以下この条及び第四十条において「特定離島港湾区域」という。）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）の全部又は一部を海岸保全区域として指定しようとするときは、港湾区域又は港湾隣接地域については港湾管理者に、公告水域については公告水域を管理する都道府県知事に、特定離島港湾区域については国土交通大臣に、漁港区域については漁港管理者に協議しなければならない。

2 （略）

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

(漁港管理者又は港湾管理者に対する協議)

第四十八条 主務大臣又は都道府県知事は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条の規定による漁港の区域（水域を除く。）内において地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ漁港管理者に協議しなければならない。

2 (略)

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

(河川区域)

第六条 (略)

2 4 (略)

5 河川管理者は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。

6 (略)

○ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 7 (略)

8 この法律において「本邦の港」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第九条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による港湾区域の公告があつた港湾及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港をいう。

(漁獲物等の転載等の禁止)

第六条 (略)

2 4 (略)

5 外国漁船以外の船舶（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船を除く。）の船長は、特定漁獲物等については、前二項の規定により陸揚げしてはならない場合に該当しない場合においても、これを漁港（漁港漁場整備法第二条に規定する漁港をいう。）において陸揚げし、又は漁港区（港湾法第三十九条第一項の規定により指定された漁港区をいう。）に陸揚げしてはならない。

○ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（抄）

（都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事）

第十二条（略）

2（略）

3 都道府県は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条に規定する漁港の区域（水域を除く。）内、港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域内又は海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項に規定する海岸保全区域内において第一項の規定による急傾斜地崩壊防止工事（以下「都道府県営工事」という。）を施行しようとするときは、あらかじめ、漁港管理者、港湾管理者又は海岸管理者に協議しなければならない。ただし、港湾法第三十七条第一項及び第三項又は海岸法第十条第二項の規定により港湾管理者又は海岸管理者に協議しなければならない場合においては、この限りでない。

○ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）

（海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の作成）

第三条（略）

2・3（略）

4 基本方針（第二項第一号ハに掲げる事項に係る部分に限る。）は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条の二の漁港漁場整備基本方針（以下「漁港漁場整備基本方針」という。）及び同法第六条の三の漁港漁場整備長期計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）との調和が保たれたものでなければならない。

5・6（略）

○ 海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）（抄）

（目的及び適用海域）

第一条（略）

2 この法律は、東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。）及び瀬戸内海のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域（次の各号に掲げる海域を除く。）との境界は、政令で定める。

一・二（略）

三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域

四 (略)

○ 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置を講ずることにより、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）による措置と相まって、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もつて沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第六条 (略)

2 (略)

3 基本方針は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向及び漁港漁場整備法第四条第一項の漁港漁場整備事業（以下「漁港漁場整備事業」という。）の実施の動向に配慮して定めるものとする。

4 (略)

○ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）（抄）

第三条 地震対策緊急整備事業計画は、次に掲げる施設等（第一号から第四号まで及び第七号から第十一号までに掲げる施設等にあつては、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）の整備に関する事項について定めるものとする。

一 一三 (略)

四 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号イの外郭施設及び同号ロの係留施設に限る。）

五 一十一 (略)

2 (略)

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（抄）

別表第一（第六条関係）

一 一十二 (略)

十三 次に掲げる施設の用に供されている土地等

イ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項（定義）に規定する港湾施設（同条第四項に規定する臨港地区外にある港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第九条第一項（運賃及び料金）に規定する港湾運送事業者の同法第二條第一項第四号（定義）に規定する荷さばき場を含む。）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条（漁港施設の意義）に規定する漁港施設

ロ（略）

十四～十八（略）

十九 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号若しくは第二号（機構の業務の特例）、港湾法附則第十五項（国の融資の特例）又は漁港漁場整備法附則第十一項（国の融資の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業で政令で定めるものにより整備されるこれらの規定に規定する公共の用に供する施設、港湾施設又は漁港施設（国又は地方公共団体（港務局を含む。）に寄附されることを条件として都市計画法第五十九条第四項（施行者）の認可その他の処分政令で定めるものを受けて整備されるこれらの施設に限る。）の用に供される土地等

二十～二十四（略）

○ 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百一十号）（抄）

（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

一～四（略）

五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第二号の外郭施設、同項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。）

六～十九（略）  
2・3（略）

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）（抄）

別表（第七条関係）

事業の区分  
国の負担割合



(略)	(略)	(略)
漁港	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設の修築事業	十分の五・五
(略)	(略)	(略)

○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（抄）

（権限）

第三十六条（略）

2（略）

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

別表（第九十四条関係）

項	事業	業の区分
一～三	(略)	(略)
四	漁港	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第
		十分の九・五（国以外の者の行う事業
		国庫の負担又は補助の割合の範囲

五〇二七七	(略)	(略)	(略)
		一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築事業	にあつては、十分の九（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十）以内

○ 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）（抄）

第九条 県計画に基づいて令和三年度から令和十三年度までの各年度において地方公共団体が行う漁場特定事業（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、次の各号に掲げる漁場特定事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合により、その一部を補助するものとする。

一・二 (略)  
2 5 6 (略)

○ 景観法（平成十六年法律第一百十号）（抄）

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ (略)

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの

(1) 〽 (6) (略)

(7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準

ニ・ホ (略)

3 〽 11 (略)

(漁港漁場整備法の特例)

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(7)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(7)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

〇 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〽 (略)

ホ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）、第十六条若しくは第十七条、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項、港湾法第五十二条第二項若しくは第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項、企業合理化促進法第八条第四項、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十一条第五項、第四十九条、第五十条第一項、第二項若しくは第六項、第五十一条第一項若しくは第二項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項、第六十一条第一項若しくは第六十二条、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第三十五号）第七条第一項、第九条第一項若しくは第三十三条、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十条第一項、第二十条の二若しくは第二十一条第一項、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条第一項から第三項まで、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第

三十四号) 第三条、特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号) 第四条、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号) 第二十条第一項、第二十一条若しくは第二十二条第一項、河川法(昭和三十九年法律第六十七号) 第五十九条、第六十条第一項、第六十三条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号) 第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三十三号) 第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号) 第十四条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第七条第一項(同法第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項、第十九条若しくは第二十二条第一項若しくは第三条、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号) 第二十一条第三項、第二十二條第三項若しくは第二十四条第二項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号) 第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号) 第五条第一項、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号) 第五十六条第九項又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号) 第九条第四項、第十条第四項、第十一条第三項、第十二条第四項、第十三条第四項、第十四条第四項、第十五条第四項若しくは第十六条第五項の規定による負担金で復興事業に係るもの

二 (略)

○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号) (抄)

別表(第十一条関係)

項	事業の区分		国の負担又は補助の割合
一	(略)	(略)	(略)
二	漁港	漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号) 第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築	十分の五・五
三 七	(略)	(略)	(略)

○ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「特定離島」とは、本土から遠隔の地にある離島であつて、天然資源の存在状況その他当該離島の周辺の排他的経済水域等の状況に照らして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であり、かつ、当該離島及びその周辺に港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域が存在しないことその他公共施設の整備の状況に照らして当該活動の拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

4～7（略）

（許可の特例）

第六条 第九条第一項、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第八条第一項若しくは第三十七条の五、港湾法第三十七条第一項若しくは第五十六条第一項又は漁港漁場整備法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2（略）

○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～12（略）

13 この法律において「漁港漁場整備事業」とは、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。

14（略）

（土地利用基本計画の変更等に関する特例）

第四十八条 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るもの）に限り、第八号に定め

る事項にあつては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。以下この条において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

2 (略)

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一～九 (略)

十 第一項第八号に定める事項（漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。） 被災関連都道府県の意見を聴くこと（共同作成の場合を除く。）。

十一 (略)

4～9 (略)

(復興整備事業に係る許認可等の特例)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興整備計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

一～八 (略)

九 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可に関する事項（被災関連都道府県が管理する漁港に係るものに限る。）

十 (略)

5～14 (略)

第五十条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る復興整備事業の実施主体に対する同表下欄に掲げる許可、認可又は承認があつたものとみなす。

(略)	(略)
前条第四項第九号に掲げる事項	漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可

(略)

(略)

3～6 (略)

(漁港漁場整備事業の特例)

第五十五条 第四十六条第二項第四号りに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るものを除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

2・3 (略)

4 第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る漁港漁場整備法第十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定による届出及び公表がされたものとみなす。この場合において、同条第七項から第九項までの規定は、適用しない。

○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「漁港施設」とは、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設をいう。

4～6 (略)

7 この法律において「漁港管理者」とは、漁港漁場整備法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。

8～15 (略)

○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）（抄）

(定義)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「農林地」とは、農用地及び林地をいい、「漁港」とは、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条に規定する漁港

をいう。

(設備整備計画の認定)

第七条 (略)

2 (略)

3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等(前項第一号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第二号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。)の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて漁港漁場整備法第三十九條第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同條第二項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

三 (略)

4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号及び第三号から第九号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

一〜四 (略)

五 都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて、漁港漁場整備法第三十九條第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

六〜九 (略)

5・6 (略)

7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一・二 (略)

三 第四項第五号に掲げる行為 漁港漁場整備法第三十九條第二項の規定により同條第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

四 (略)

8〜15 (略)

(漁港漁場整備法の特例)



第十二条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って漁港の区域内の水域又は公共空地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

○ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）

（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定）

第八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

一（五）（略）

六 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第五項に規定する低潮線保全区域又は同法第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと。

2（7）（略）

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

第七十六条の四（略）

2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいい、同条第五項第四号の道路（同条第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。）又は漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第三条第二号イの道路（同法第四十条第一項又は第二項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。）をいう。

3・4（略）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（不動産等の価額）

第十条 別表第一第一号、第二号又は第四号から第四号の三までに掲げる不動産、船舶、ダム使用权、公共施設等運営権又は樹木採取権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用权、公共施設等運営権又は樹木採取権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2・3 (略)

(一定の債権金額がない場合の課税標準)

第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用权、公共施設等運営権又は樹木採取権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 (略)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～四の二 (略)		
四の三 樹木採取権の登録（樹木採取権の信託の登録を含む。）		
(一) 設定の登録 (二) 移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	樹木採取権の価額 樹木採取権の価額 債権金額又は極度金額	千分の一 千分の一 千分の五 千分の四

<p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p> <p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p> <p>(七) 信託の登録</p> <p>イ 抵当権の信託の登録</p> <p>ロ 抵当権以外の権利の信託の登録</p> <p>(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p>	<p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額</p> <p>抵当権の件数</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>樹木採取権の価額</p> <p>樹木採取権の件数</p> <p>樹木採取権の件数</p>	<p>千分の一</p> <p>千分の二</p> <p>千分の二</p> <p>一件につき千円</p> <p>千分の二</p> <p>千分の一</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>五〇百六十 (略)</p>		

○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（破産管財人の権限）

第七十八条（略）

2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一 (略)

二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却

三〇十五 (略)

3〇6 (略)

○ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）（抄）

(漁港漁場整備法の特例)

第三条 農林水産大臣は、漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）である被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県に代わって自ら同法第三条に規定する漁港施設であつて政令で定めるものの平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によつて必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下この条において「特定災害復旧等漁港工事」という。）を施行することができる。

一・二 （略）

2 5 6 （略）

7 第三項又は第四項の規定により漁港管理者に代わつてその権限を行う農林水産大臣又は県は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

(漁港漁場整備法の特例)

第九条 農林水産大臣は、認定福島復興再生計画（第七条第三項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十六条までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（以下この項及び第十七条の八第一項において「漁港漁場整備事業」という。）（漁港管理者（同法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）である福島県が管理する同法第二条に規定する漁港（第十七条の八第一項において「漁港」という。）に係る同法第四条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）に関する工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行政」という。）第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものの（第三項及び第四項において「復興漁港工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 5 4 （略）

5 第三項の規定により漁港管理者に代わつてその権限を行う農林水産大臣は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

(漁港漁場整備法の特例)

第十七条の八 農林水産大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十七条の十五までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港漁場整備事業（漁港管理者である福島県が管理する漁港に係る漁港漁場整備法第四条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）に関する工事（震災復旧代行政第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総

2 理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。  
(略)

○ 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)(抄)

(復興計画)

第十条 (略)

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業(以下「復興整備事業」という。)に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項  
イ 三 (略)

リ 漁港漁場整備事業(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。)  
又 三 力 (略)

五 三 七 (略)

三 三 七 (略)

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し(第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。)に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項(第三号に定める事項にあつては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。第八号に定める事項にあつては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域(同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。)の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。)については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一 三 八 (略)

2 (略)

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならぬ。

一 三 九 (略)

十 第一項第八号に定める事項(漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。)  
特定被災都道府県の意見を聴くこと(共同作成の場合を除く。)

十一 (略)  
4 (略)

(復興整備事業に係る許認可等の特例)  
第十三条 (略)

2・3 (略)  
4 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

一〇八 (略)  
九 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可に関する事項（特定被災都道府県が管理する漁港に係るものに限る。）  
十 (略)

5 (略)

第十四条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る復興整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は承認があつたものとみなす。

(略)	(略)
前条第四項第九号に掲げる事項	漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可
(略)	(略)

3 (略)

(漁港漁場整備事業の特例)

第十九条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るものを除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

2・3 (略)

4 第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る漁港漁場整備法第十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定による届出及び公表がされたものとみなす。この場合において、同条第七項から第九項までの規定は、適用しない。

(漁港漁場整備法の特例)

第四十三条 農林水産大臣は、漁港管理者（漁港漁場整備法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）である被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら同法第三条に規定する漁港施設であつて政令で定めるものの当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等漁港工事」という。）を施行することができる。

一・二 (略)

2・6 (略)

7 第三項又は第四項の規定により漁港管理者に代わつてその権限を行う農林水産大臣又は都道府県は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2・3 (略)

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 (略)

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 (略)

(設置)

第三百三十六条 海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く。  
2 (略)

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県(海区漁業調整委員会を置くものに限る。)で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2~4 (略)

○ 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号) (抄)

(処分等の制限)

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

2~8 (略)

(貸付期間)

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 植樹を目的として土地及び土地の定着物(建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。)を貸し付ける場合 六十年以内
- 二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二条第一項の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上
- 三 前二号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以内
- 四 建物その他の物件を貸し付ける場合 十年以内

2 前項の期間は、同項第二号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合においては、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

(貸付料)

第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に納付させなければならない。ただし、数年分を前納させることを妨げない。

2 前項の場合において、当該財産を所管する各省各庁の長は、借受人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による貸付料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが貸付料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。



(貸付契約の解除)

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五条 前条第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、会計検査院の審査に付することができる。

2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に関し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基づき、適当な措置をとらなければならない。

○ 借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）

(借地権の存続期間)

第三条 借地権の存続期間は、三十年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

(借地権の更新後の期間)

第四条 当事者が借地契約を更新する場合には、その期間は、更新の日から十年（借地権の設定後の最初の更新にあつては、二十年）とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

(建物買取請求権)

第十三条 借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

2 前項の場合において、建物が借地権の存続期間が満了する前に借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべきものとして新たに築造されたものであるときは、裁判所は、借地権設定者の請求により、代金の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

3 前二項の規定は、借地権の存続期間が満了した場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。

(第三者の建物買取請求権)

第十四条 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物その他借地権者が権原によつて土地に附属させた物を取得した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡又は転貸を承諾しないときは、その第三者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原によつて土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 （略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 （略）

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第二章 申請に対する処分

第五条～第十一条 （略）

第三章 不利益処分

第十二条～第三十一条 （略）

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条による改正後）

（定義）

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）、又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章にお

255  
いて「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。  
(略)